

(翻訳)



平成21年9月24日

法務省大臣官房
司法法制部審査監督課
外国法事務弁護士係 御中

在日米国商工会議所
法務サービス委員会
業務自由化タスクフォース



外国弁護士制度研究会－中間取りまとめ－に関する パブリックコメント

在日米国商工会議所（ACCJ）は、外国法事務弁護士及び外国法共同事業法律事務所に対して日本法上の弁護士法人設立許可を引き続きご推進いただけますよう、法務省に提言します。

ACCJは、平成15年の外国法共同事業制度は、当初は、日本の弁護士からの支持を得て、外国法事務弁護士に対して有限責任の団体を設立できる権利を付与していたと理解しています。しかしながら、この制度は最終段階で削除され、法務省はその後、削除は単なる不注意によるものであり、関連法制の次回の見直しで対処すると約束しました。ACCJはこの問題をACCJ意見書及び非公式の意見交換において数年間にわたり取り上げ続けており、昨年、この問題が、外国法事務弁護士を正式な委員としては擁していない（外国法事務弁護士はオブザーバー及び証人のみです）外国弁護士制度研究会の主題となり、同研究会がこの問題の最終的な見直しの検討中であることを知った次第です。

投票権を有しないオブザーバーの地位は、とりわけ研究会が日弁連の公式代表弁護士やその他の弁護士を委員として擁している場合には、あまり意味のないものであることが過去の例から示されています。また、日弁連代表等の弁護士は、経験豊富でこれらの問題に非常に精通しているのに対して、外国法事務弁護士のオブザーバーは、比較的若く、これらの問題にそれほど精通してはいません。ACCJの会員は他の省庁（経済産業省等）におけるこのような研究会の正式な委員を務めております。外国法事務弁護士は日弁連の特別会員であり、日弁連において外国法事務弁護士に影響を及ぼす全ての事項についての（少なくとも委員会レベルでの）完全な投票権を与えられていることからすれば、研究会において外国法事務弁護士代表の正式な委員の地位を否定することは正当化できず、「オブザーバー」の地位は、本件においてはとりわけ不適當であるように考えられます。

ACCJは、法務省に対して、少数意見と多数意見を詳述することを提言します。「外国弁護士制度研究会－中間取りまとめ－」においては、多くの事例が採り上げられていますが、これらの事例においては、2つの立場を明確にした方がより合理的であるとACCJは考えます。また一方で、（研究会の正式委員ではなく証人及びオブザーバーとして活

The American Chamber of Commerce in Japan / www.accj.or.jp / www.eccentral.jp

Tokyo

Masonic 39 MT Bldg. 10F
2-4-5 Azabudai
Minato-ku, Tokyo 106-0041
Phone: +81 3 3433 5381
Fax: +81 3 3433 8454

Kansai

Dojima Park Bldg. 5F
1-1-8 Dojimahama
Kita-ku, Osaka 530-0004
Phone: +81 6 6345 9880
Fax: +81 6 6345 9890

Chubu

Marunouchi Fukao Bldg. 5F
2-11-24 Marunouchi
Naka-ku, Nagoya 460-0002
Phone: +81 52 229 1525
Fax: +81 52 222 8272

(翻訳)

動している) 多くの外国法事務弁護士の証言をACCJは得ていますが、彼らの指摘した視点は中間取りまとめには反映されていません。

ACCJは、中間取りまとめにおいて言及されている「少数意見」に対して、とりわけ以下の点について反対の意を示すことを強調しておきます。

a. (弁護士である社員の占める)「割合の下限」に関連して、「B法人制度」の導入は、現行の外国法共同事業における弁護士の利益を変更するものではないといえます。従って、法務省は、「濫用のおそれ」といった不明確な理由に基づき、B法人における外国法事務弁護士と弁護士を差別する、共同事業の場合と異なったこの追加的義務を課すべきではありません。B法人に対してこのような異なった要件を要求することは、国際的な観点から見てB法人制度を非常に魅力に欠けた非実用的な制度とし、従って、国際的な法律事務所はB法人を利用しない可能性が高くなります。日弁連及び法務省のこの点についての議論は、結果として過去2年間にわたり外国法事務弁護士制度上のその他の重要な問題についての議論の遅延につながり、その他の重要な問題については未だ目立った進展はなされていません。

b. 従たる法律事務所の設置は、弁護士法人の設置を条件とすべきではないとの問題点が未だ残っています。弁護士事務所、外国法事務弁護士事務所及び外国法共同事業法律事務所は、弁護士法人設置の有無にかかわらず、同様の基準に基づき日本のいかなる場所においても従たる法律事務所を設置することを許可されるべきです。

「A法人」及び「B法人」は、従たる法律事務所の設置に関して、弁護士法人として同様に取り扱われるべきです。このような取扱いが、外国法のアドバイスを広く日本全国で求めるクライアントにとって、最も利益となることとなります。弁護士法人は、これまでの期間従たる法律事務所を問題無く運営してきており、濫用事例は報告されていないようです。ACCJは、外国人の弁護士が関与しているというだけで、外国法事務弁護士法人は問題があるとされるという推測について強い疑念を抱いています。従って、外国法事務弁護士法人に対しての、その従たる法律事務所に当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐義務を課すことは、弁護士法人の場合同様、解除できるものとすべきです。

c. 日本における外国法事務弁護士事務所の増加に従い、全てのアソシエイト等とパートナーの変更を届け出るという行政上の要請(現在この要請は外国法共同事業に対しても同様に適用されています)は、非常に負担の重いものとなってきています。中間取りまとめは、この要請は「すでに認められた」ものであることを前提としていますが、反対に、この外国法事務弁護士事務所に対するあまりにも細かい管理は負担が非常に大きく、(証券取引法上の開示要請同様の)4半期に一度の更新で十分であると考えます。

基本的には、日本法上の有限責任の団体を設立する権利は内国民待遇の原則によるべきです。団体設立手続は、外国法事務弁護士の存在の有無にかかわらず、本質的に同一であるべきであり、期間を延長したり優遇措置を採る等の個別の手続は認められるべきではありません。

当初の弁護士法人法制考案の際に、アメリカ、イギリス及びその他の管轄区域で用いら

(翻訳)

れている有限責任団体形態は非常に詳細に検討されたはずであるとACCJは考えます。弁護士法人は、専門職法人が他の管轄区域において限定しているのと同程度まではその社員の責任を限定しないとされていますが、責任を限定した方がより適当であるとACCJは考えます。日本以外の国の法律事務所が用いている母国の有限責任団体形態（例：アメリカのリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ）は、とりわけ、巨大事務所が有している多額の資産と責任に対する保険に鑑み、外国法事務弁護士事務所や外国法共同事業法律事務所と相当する団体として母国の法制により規定されている限度まで、その構成員の責任を限定するものとして認識されるべきであると考えます¹。各形態の調査を最初から行うとの主張には何ら合理性が無いと考えます。

世界規模の法律事務所のパートナー弁護士にとって、法人制度の利用から生じる国境を越えた税務上の不利な影響は非常に大きいと考えられます。ACCJは法務省に対して、これはパートナーシップ制度と会社制度の税制の違いから生ずるものであると説明してきました。最低でも、法人制度の利用は、外国法共同事業制度上パートナーに対して現在適用されている税制とは全く異なった潜在的な不利な影響をパートナーに対して及ぼす結果をもたらす可能性があります。従って、新たな制度の利用は重大な差異をもたらすこととなります。税務上の問題は、共同事業組合制度及び日本の法律事務所の組合制度に対して、法人を設立することなく従たる法律事務所の開設を認めることで回避できます。

ACCJは、中間取りまとめ内で何度も採り上げられている外国法事務弁護士による違反と不当な行為の「おそれ」に対しても、異議を申し立てます。私どもの知る限りにおいては、外国法事務弁護士が1987年に最初に登録されてから、重大な濫用または違反の報告はなされていません。明示されていない「外国法事務弁護士の不当な行為のおそれ」を何度も繰り返すこと、とりわけこの「おそれ」が弁護士法人と比較してB法人の活動に対する制限と過大な規制を正当化するために用いられるのは不相当であると考えます。弁護士が不当な行為が主要な行為であることを前提として規制を受けるのではないことと同様に、世界中の法律家もこのような前提の上で規制を受けるべきではありません。本国の外国法事務弁護士事務所は、クライアントの実際の財産と違法行為責任保険の両方の保護のために、日本における外国法事務弁護士事務所を保証するでしょう。

中間取りまとめは、外国法事務弁護士事務所及び外国法共同事業法律事務所の監督について非常に多く言及しています。ここ数年、外国法事務弁護士登録は複雑化・長期化してきていますが、中間取りまとめは、このような煩わしい管理業務や監督体制の正当化を支援するものではないとACCJは信じています。

例えば、中間取りまとめは、A法人及びB法人の外国法事務弁護士が外国法事務弁護士として登録し資格を有しているが、「社員」ではない場合、外国法上のアドバイスをすることを禁ずることを提案しています。このことは、現在の状況からの重大な変化であり、私たちはこの変更に反対します。登録外国法事務弁護士のアソシエイトまたはカウンセラーは、関連事務所の同一の弁護士会に登録されている外国法事務弁護士のパートナーたる「社員」でない場合であっても、原資格国の法律に関するアドバイスができるべ

¹ この点は、最新の意見書及び、アメリカ司法省の規制改革報告書においても採り上げられていました。

(翻訳)

きです。

また、中間取りまとめは、法人と外国法事務弁護士に関する非常に狭い視点のみに焦点を当てているように見受けられます。現在、1) 登録手続及び進行中の登録の管理の改善及び簡略化、及び2) 外国法事務弁護士登録の要件である3年以上の実務経験のうち2年以上の日本国外での経験の撤廃（または、3年以上の実務経験の要件の完全な撤廃）、等の迅速な考慮を有する多くの重要な問題があります。これらの重要な問題は、外国法事務弁護士法人制度の「最終案」が提出されるのを待たずに直ちに対処されるべきです。

最後に、ACCJは、外国の法律事務所やビジネスに対して異なった影響を与えるパブリックコメント案件は、英語で提供されるべきであり、英語で提供できない場合は意見募集期間は30日以上とすべき、または英語で提供した上で意見募集期間を30日以上とすべきであると考えます。本件においては、祝日との関係で、意見の準備期間は実質的に3週間しかありませんでした。